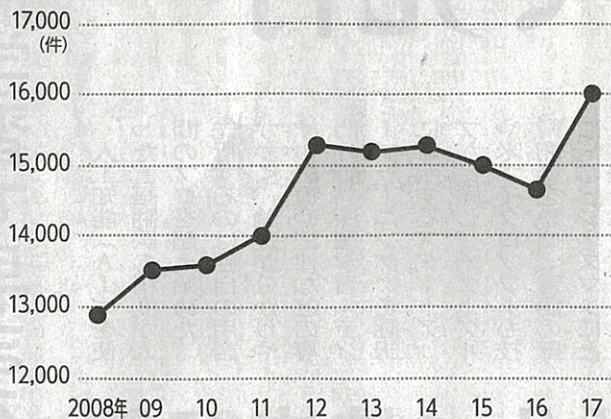


### 遺産分割の事件数の推移



出典：「司法統計年報」を基に作成

## 広告

企画制作・お問合せ先  
日経エージェンシー  
TEL.03-5259-5430

# 民法改正で自筆証書遺言の要件が緩和 遺言内容は相続税理士にチェックしてもらおう

相続では遺産分割でもめることが多い。亡くなった人の財産の分け方は相続人全員の話し合いで決めるが、意見がまとまらず争いになるケースは珍しくない。遺産分割トラブルが家庭裁判所へ持ち込まれる件数は年々増えている。

**相続トラブル防止には遺言書が有効**

被相続人が遺言書を遺していれば、相続人はそれに従って遺産を分けることができるので、遺産分割争いの防止につながる。遺言書にはおもに、公正証書遺言と自筆証書遺言がある。

公正証書遺言は、証人2人とともに公証役場へ向いて作成する。遺言者が口述した遺言の内容を公証人が書き取り、遺言者と証人の前で読み上げて、承認されればそれが公正証書となり、公証役場に保管される。公正証書遺言は無効になつたり紛失したりするリスクがないので、遺言を確実に残すのであれば公正証書遺言が望ましいが、公証役場へ出向く手間と、遺言する財産の額に応じた手数料がかかる。

その点、自筆証書遺言ならいつでも書いて、手数料はかからない。ただし、すべてを手書きしなければならぬ。遺言者の署名と捺印、書いた日付の記載も必須だ。これらの要件を満たしていないと遺言は無効となってしまう。

また、自筆証書遺言は遺言者が亡くなったとき、遺言書の内容を明確にして偽

造・変造などを防止するために、家庭裁判所で検認を受けなければならない。検認の申立から検認済証明書が発行まで1〜1カ月半程度かかる。その間、遺言者の預金の引き出しや財産の処分などはできない。

**自筆の要件が緩和  
法務局の保管制度も**

昨年の民法改正では、自筆証書について、自筆の要件が緩和された。今年の1月13日以降に書かれた遺言書については、遺言書の財産目録の部分は手書きでなくてもよくなり、不動産は不動産登記事項証明書、預金は通帳の表紙のコピーでも可となった。

来年7月には自筆証書遺言を法務局が保管する制度がスタートする。これによって、自筆証書遺言の改ざん、隠匿、紛失等のリスクがなくなるうえ、家庭裁判所の検認も不要になる。手数料等は今後決まる予定だ。

**遺言の内容で  
トラブルになることも**

要件緩和や法務局の保管制度で自筆証書遺言が使いやすくなる。とはいえ、遺言の内容に矛盾があったり、財産が特定できなかったり、遺留分法定相続人に認められている最低限の相続分を侵害したりしていると、相続人が困ることになる。公正証書遺言も、公証人は遺言の内容まではチェックしない。

したがって、遺言書を書くときは、相続に詳しい税理士などに相談して、内容をチェックしてもらおうと安心だ。

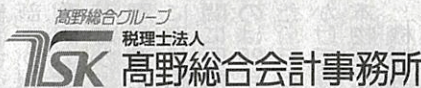
信頼できる相続・贈与に詳しい

# 相続 税理士50選

Vol.15

亡くなった人の預金を引き出したり、保有していた不動産を相続人の名義に書き換えたりするには、遺言書か遺産分割協議書が必要になる。遺言書のうち、自筆で書く自筆証書遺言について、昨年の民法改正で2つの大きな変更があった。どちらも、自筆証書遺言を利用しやすくするものとして注目されている。

日経電子版連動広告企画 <http://ps.nikkei.co.jp/souzokuzeirishi/index.html>



お客様との「信頼・信用・信義」を重んじ、50名以上の税理士・公認会計士が毎年400件以上の案件に従事しています。

### 税理士法人 高野総合会計事務所

【本部】103-0027 東京都中央区日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階  
TEL.03-4574-6688 <http://www.takanosogo.com/>  
【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第2134号 【代表】高野 角司

クロスボーダーの相続・事業承継案件についても国内案件同様、世界150カ国以上のグローバルネットワークおよびEY弁護士法人を含む国内ネットワークを通じて、ワンストップで対応します。



### EY税理士法人

【本部】〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-2 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー  
TEL.03-3506-2411 <http://www.eytax.jp>  
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第213号 【代表】娘名 和博



ランドマーク税理士法人  
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

【相続税に関する相談17,000件超、申告3,900件超の圧倒的な実績】  
神奈川・東京・埼玉の13店舗を中心に、全国対応中!

### ランドマーク税理士法人グループ

【本部】〒220-8137 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー 37階  
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com>  
【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部 【法人番号】第1606号 【代表】清田 幸弘

世界158カ国のネットワーク、日本最大級のアドバイザーとして複雑な事業承継や国際相続の問題も対応いたします。



### PwC税理士法人

【本部】〒100-6015 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル15階  
TEL.03-5251-2400 <http://www.pwc.com/jp/tax>  
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第28号 【部門代表】小林 和也

面倒な相続の手続きのすべてが一度の相談で案に終わる。



税理士法人 レガシイ

### 税理士法人レガシイ

【本部】〒100-6806 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル  
TEL.0120-501-725 <http://legacy.ne.jp>  
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第378号 【代表】天野 隆